

高 第 1011 号の 22
令和 2 年 11 月 20 日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

高齢者福祉施設等へのPCR検査の強化について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、本県でも2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

このため、本県では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対し、幅広く、迅速かつ積極的にPCR検査を実施することとしております。

については、各施設・事業所におかれては、入所者や職員等に発熱等の症状を呈する方がいる場合には、管轄の保健所に連絡するなど、検査の実施へのご協力をお願いします。

なお、別添2の11月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知の1(2)のとおり、高齢者施設等において自費で検査を実施した場合には、その費用は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による補助の対象となりますので、改めて申し添えます(別添3「支援内容一覧」の赤字囲部分参照)。

高齢政策課介護基盤整備班 電話(代表): 078-341-7711 通所系、訪問系: 3107、2944、2945、2733 施設系: 2950、2951、2943 e-mail: koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--

事務連絡
令和2年11月19日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめましたので、これを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 高齢者施設等での検査の徹底

（1）高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組むこと。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ & A（第2版）（令和2年7月28日）等において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口の情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めることとしているので、御了知いただきたい。

(参考)

- ・ 医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）（11月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針（9月15日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>
- ・ 医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（11月10日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（8月21日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>

新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等を支援します！

※ 県では、新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等(以下「事業所等」)の皆様に向けて、県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)等に基づく支援を行っています。

※ 多様な支援メニューがありますので、以下のとおり一覧にまとめました。是非活用を御検討ください。



項目・対象等	支援内容	照会先
<p>□ 衛生資材の確保支援 (県が購入等したものを事業所等へ配布する仕組み)</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>□ <u>事業所等への調査結果等を踏まえ、随時、県に寄贈された衛生資材や県が購入した衛生資材を配布します。</u></p> <p>※ マスクは県から適時直接配布しています。アルコール消毒液は、県の負担で購入できる国の優先確保スキームの活用を概ね1ヶ月に1度ご案内しています。詳細は県の事務連絡をご確認ください。</p> <p>□ <u>濃厚接触者等へ介護サービスを提供する際に衛生資材が不足する事業所等に対して、県が備蓄している衛生資材(ガウン、ゴーグル等)を配布します。</u></p>	<p>兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p>
<p>□ 緊急包括支援事業(介護分)</p>	<p>【申請受付中です！】</p>	
<p>事業所等における感染症対策支援事業</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>事業所等が感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費に対して支援します。</u></p> <p>※ 令和2年4月1日以降の経費。衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、面会室の改修費、タブレット等のICT機器の購入等費用 等。</p> <p>※ 支援額:介護老人福祉施設(3.8万円×定員数)、訪問介護(53.4万円/事業所) 等</p>	<p>兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 (連絡先) 078-362-3056</p>
<p>事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>事業所等に勤務する職員に慰労金を支給します。</u></p> <p>※ 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所等に勤務し、利用者と接する職員:20万円、その他の事業所等の職員:5万円 等。</p>	
<p>介護サービス再開に向けた支援事業</p> <p>【支援対象】訪問、通所事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所を支援します。</u> ※令和2年4月1日以降。3,000円/利用者(訪問)等。</p> <p>□ 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために<u>必要な感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所を支援します。</u></p> <p>※令和2年4月1日以降の経費。支援額:在宅サービス事業所当たり20万円。</p>	

項目	支援内容	照会先
□ 施設整備支援		
<p>個室化改修支援</p> <p>【支援対象】入所施設等 【申請時期】今年度の募集終了</p>	<p>【今年度の募集終了！】</p> <p>□ 事業継続が必要な介護施設等で、感染を疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について補助します。</p> <p>※ 補助率：定額(上限:97.8万円/床、下限:なし)</p>	<p>【政令市・中核市以外の広域施設】</p> <p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)2951 【上記以外】各市町</p>
<p>簡易陰圧装置、換気設備の導入支援</p> <p>【支援対象】入所施設等 【申請時期】市町ごとに異なります</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ (Ⅰ)介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するため、<u>居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用を補助します。</u>(Ⅱ)<u>換気設備の設置に必要な費用について補助します。</u></p> <p>※ 定額(上限 (Ⅰ)432万円/台 (Ⅱ)4,000円/m²)</p>	<p>申請先は各市町です。各市町の担当まで照会ください。</p>
<p>介護ロボット等の導入支援</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】事業ごとに異なります</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>※<u>介護ロボット、ICT(入所)の募集は終了しました。ICT(訪問)は11/24まで受付中。</u></p> <p>□ 職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、<u>職員負担軽減や業務効率化のため、介護施設等に対して介護ロボット等の導入を支援します。</u></p> <p>※ 介護ロボット:補助率1/2(上限:30万円/台(移乗支援、入浴支援は100万円/台)) 等</p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線) 介護ロボット2950 ICT(入所)2950 ICT(訪問)2974</p>
<p>□ 感染者が発生した場合の職員確保支援 (兵庫県協カスキム)</p> <p>【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集。これらの協力事業所等が応援職員を派遣する場合の<u>手当、旅費、宿泊費等の必要な経費や研修等を支援します。</u></p> <p>※ 現時点で約150事業所等が応募。引き続き、応援職員の派遣等のほか、代替サービス確保に協力いただける協力事業所等を含めて募集中です。</p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)3107</p>

項目	支援内容	照会先
<p>□ その他感染者等が発生した事業所等に対する支援</p>		
<p>□ 感染が疑われる者が発生した場合の消毒・洗浄費用補助</p> <p>【支援対象】感染が疑われる者が発生した入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】市町ごとに異なります</p>	<p>□ 感染が疑われる者(高熱等)が発生した場合に、<u>介護施設等内で感染が拡がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄を介護施設等が実施した経費を支援します。</u></p> <p>※ 令和2年4月1日以降の経費が対象。 ※ 補助上限なし(予算の範囲内)</p>	<p>申請先は各市町です。各市町の担当まで照会ください。</p>
<p>□ 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業</p> <p>【支援対象】<u>利用者又は職員に感染者が発生した入所・通所・訪問事業所等</u> 【申請時期】 随時</p>	<p>□ <u>利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等や、濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等において、サービス継続に必要な費用が生じた場合、その費用の一部を支援します。</u></p> <p>※ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等生用品等 ※ 支援額:介護老人福祉施設(3.8万円×定員数)、訪問介護(32万円/事業所) 等 <u>※ 感染者が発生した場合や、濃厚接触者に対応した場合に限られますので、該当事例が発生した場合は、まずは、右記まで個別にご相談ください。</u></p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p> <p>※政令市・中核市に所在の事業所等は、当該市担当まで照会ください。</p>

※ 申請方法や要件等の詳細は兵庫県HP <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> に掲載しています。併せてご確認いただきますようお願いいたします。